



尼こ政第1460号
尼教学第2140号
平成30年7月5日

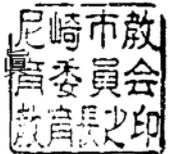
諮 問 書

尼崎市子ども・子育て審議会
会長 勝木 洋子 様

尼崎市市長 稲村 和美



尼崎市教育委員会
教育長 松本



第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び
第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定等について(諮問)

子どもの育成や子育て家庭への支援に当たっては、取組みの基本理念や基本目標などについて定めた、第3期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(わいわいキッズプランあまがさき)、及び昨今の待機児童問題への対応などのため、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などについて定めた、第1期尼崎市子ども・子育て支援事業計画が、いずれも来年度末をもって計画年限を迎えることから、次期計画(第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画)を、ともに整合を図りつつ策定する必要があります。

また一方、子ども・子育て支援新制度に係る教育・保育施設等の利用者負担については、国や近隣他都市における教育・保育の無償化の動向などを踏まえると、今後のあり方について改めて示していく必要が生じています。

こうしたことから、次の項目について児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議いただきたく、貴審議会に対し、諮問いたします。

- 1 第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画及び第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 2 子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の教育・保育施設等の利用者負担について

以 上

諮問の趣旨

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、国が時限を定めて集中的な取組みを行うとして、平成17年に次世代育成支援対策推進法を施行しました。本市では、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（わいわいキッズプランあまがさき）（以下「次世代計画」という。）を同年から三期にわたって策定し、この次世代計画に基づく様々な施策の推進により、子どもの育成や子育て家庭への支援をこれまで進めてきました。

そうした中、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、国が恒久法として、平成27年に子ども・子育て支援法を施行しました。本市では、尼崎市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を同年に策定し、次世代育成支援対策の中核となる保育サービスや各種子育て支援事業に関する定量目標を次世代計画から事業計画に引き継ぎ、保育施設等や児童ホームにおける待機児童問題をはじめとした喫緊の課題に対し、より手厚く対応してきました。しかしながら、現在のところ、待機児童を解消するには至っていません。

現行次世代計画（第3期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）及び現行事業計画（第1期尼崎市子ども・子育て支援事業計画）が、いずれも来年度末をもって計画年限を迎えます。そのため、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すべく、平成21年に施行した尼崎市子どもの育ち支援条例の推進計画としても位置づけられる、次期次世代計画（第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）及び次期事業計画（第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画）を、ともに整合を図りつつ一体的に策定し、両計画に基づいた、より一層の総合的な子ども・子育て支援施策の推進が求められています。

また一方、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）に係る教育・保育施設等の利用者負担については、本市では、新制度の施行に合わせて検討し、平成27年に見直しを実施しました。しかしながら、待機児童問題の課題や教育・保育の無償化などの国の動向や近隣他都市の対応などを踏まえると、現行の利用者負担や軽減策等について一定の検証を行い、今後のあり方を改めて示していく必要が生じています。

こうしたことから、本市の実情に応じた、次期次世代計画（第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）及び次期事業計画（第2期尼崎市子ども・子育て支援事業計画）の策定、子ども・子育て支援新制度に係る本市の教育・保育施設等の利用者負担について、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場でご審議をお願いするため、貴審議会に対し、諮問するものです。

以 上